



資料5-1

熱 需 給 契 約 書

今治市長 越智忍（以下「甲」という。）と四電エナジーサービス株式会社 代表取締役社長 永岡建城（以下「乙」と言う。）とは、冷水・温水（以下「熱」という。）の需給に関し、次のとおり契約する。

（目 的）

第1条 乙は、甲の所有する愛媛県今治市湯ノ浦36番地所在のケアハウス今治（以下「建物」という。）の熱需要設備に対し、必要な熱を継続的に安定供給するため、熱供給設備を設置し、その保守及び運転管理をすることを約し、甲は、これに対し、料金（以下「熱料金」という。）を支払うことを約する。

（熱需給期間）

第2条 熱の需給期間は、平成17年6月1日から平成18年3月31日までとする。ただし、甲の当該予算が減額又は削除されず、期間満了の3箇月前までに、甲、乙双方から契約の変更又は解約の申し出がない場合は、14年間に限り、同一条件で1年間ずつ契約を更新する。

（熱供給設備設置場所の無償使用）

第3条 甲は、熱供給設備の設置場所を、乙に無償で使用させる。

（需給地点・財産の分界点）

第4条 甲、乙間の熱の需給及び財産の分界点は、別紙「熱供給設備の財産区分と分界点」のとおりとする。

（保守及び保安の責任分界）

第5条 財産の分界点より甲側に属する設備は甲において、乙側に属する設備は乙側において、それぞれ保守及び保安の責任を負う。

2 乙は、保守・保安等の作業のため甲の「建物」内に立ち入る場合、あらかじめ甲に申し出なくてはならず、甲は正当な理由がない限りこれを承諾する。

(需給の制限又は中止)

第6条 乙は、保守・保安等のため、やむを得ず熱の供給を制限又は中止する場合は、天災地変等を除き電話などであらかじめ甲に連絡し、甲の承諾を得なければならない。

(料金)

第7条 甲が乙に支払う毎月の料金は、次の月額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額（1円未満の端数は、切り捨てる。）とする。

月額 219,000 円

(熱料金の支払い)

第8条 乙は、前条にもとづく毎月の料金を当月末日までに請求し、甲は翌月末日までに乙の指定する口座に振り込む。

(秘密の保持)

第9条 甲及び乙は、熱需給業務の処理上知り得た秘密及び個人に関する情報（以下「個人情報」という。）を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(損害賠償責任)

第10条 甲及び乙は、故意又は過失により相手方に損害を与えたときは、相手方に対しその損害を賠償する責を負うものとする。

2 乙は、次条の規定によりこの契約を解除された場合において、甲に損害を与えたときは、損害賠償の責を負うものとする。

(契約の解除)

第11条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

- (1) この契約を誠実に履行しないとき又は履行する見込みがないと甲が認めるとき。
- (2) この契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。
- (3) この契約の条項又はこれに基づく仕様書に違反したとき。

2 前項に定める場合を除くほか、甲、乙いずれかが解除の申出をし、相手方が承認したときは、この契約を解除することができる。

3 甲が第2条の規定による契約の更新をしないとき、又は前項の規定による甲からの申出により契約を解除するときは、解除日から同条に規定する最終期限までの固定費（減価償却費等）及び解除により発生する費用（熱供給設備の撤去費用等）に対して相当と認める金額を甲が乙に支払うものとする。

4 第1項及び第2項の規定による乙からの申出により契約を解除するときは、甲乙協議の上それぞれに生じた損失の額を決定し、一方が他方にその損失を補償する。

(協 議)

第12条 この契約に定めのない事項については、甲乙誠意をもって協議し解決する。

この契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙おのおのその1通を保有する。

平成17年6月1日

甲 愛媛県今治市別宮町1丁目4番地1
今治市長 越 智 忍



乙 香川県高松市色見町1番地3
四電工業株式会社
代表取締役社長 永 岡 建 城

